

令和3年度
防衛省全国情報施設協議会
総 会
(書面開催)

令和3年8月

防衛省全国情報施設協議会

目 次

○ 議案第 1 号	令和 2 年度 事業報告	1
○ 議案第 2 号	令和 2 年度 収支決算報告	5
	令和 2 年度 監査報告書	6
○ 議案第 3 号	役員改選(案)	8
○ 議案第 4 号	令和 3 年度 運動方針(案)	9
○ 議案第 5 号	令和 3 年度 事業計画(案)	10
○ 議案第 6 号	令和 3 年度 収支予算(案)	11
○ その他		12
○ 会則		13
○ 参考 役員改選及び役員会開催地に関する申し合わせ		15
○ 防衛省全国情報施設協議会加盟市町村名簿		別紙
○ 防衛省全国情報施設振興議員連盟 役員・会員名簿		別添資料

令和2年度 事業報告

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 8月10日

令和2年

4月 6日

役員会の開催変更（書面会議）を通知

長崎県五島市にて5月14日開催で通知していた役員会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全国各地の会議やイベントが中止または延期となっている状況と国や全国市議会議長会等からの自粛要請もあり、開催地及び事務局間の協議の結果、書面会議に変更することを決定し、会員各位へ通知しました。

4月 7日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出

国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象に4月7日から5月6日までを期間とした「緊急事態宣言」が発出されました。

5月 1日

役員会（書面会議）の通知・開催

役員会を書面開催としたことから、議案等の回答期限を5月15日（金）として発送しました。結果、全ての議案が全会一致で原案どおり承認されましたが、総会については新型コロナウイルス感染状況を見極めながら決定すること、令和3年度役員会開催地については、北海道・東北ブロックで開催することとして開催地はブロック間で再協議することとなりました。また、新規会員として北海道礼文町の加入が承認されました。なお、役員会開催地については、ブロック内協議の結果、岩手県山田町とすることを6月22日付で報告しました。

7月 1日

総会開催の通知

新型コロナ感染症対策の観点から慎重に協議を重ね、ぎりぎりの判断として総会開催の案内を通知しました。ただし、状況によっては後日中止の判断も有り得ることとしました。

7月14日

総会の開催変更（書面会議）を通知

東京都の新型コロナ新規感染者拡大のほか、「令和2年7月豪雨」による九州地方を中心とした記録的な大雨被害が発生するなど、総会を行うべき状況が整わないことから、開催を中止することとし、書面による開催に変更する旨を通知しました。

7月17日

監査会の実施

～22日

総会の書面開催の決定にあわせて、監査の増田雅伸静岡県御前崎市議会議員、金田琮仁京都府京丹後市議会議員の2名において、令和元年度の本協議会会計監査を郵送により実施していただき、予算執行が適正であることが認められました。

7月22日

総会（書面会議）の開催

総会を書面開催としたことから、議案等の回答期限を8月6日（木）

として発送しました。結果、全ての議案について全会一致をもって原案どおり承認されました。

9月18日 **総務省・防衛省への要望活動等に関する確認**

新型コロナ感染症対策の観点から、各省庁での来訪者（入庁者）数の制限が設けられていることなどから、大挙しての行動は厳に慎むべきであると判断し、会長市単独による訪問とした場合、当初の活動計画と異なることから、役員に対して書面による確認を通知しました。結果、全会一致をもって会長による代表訪問が了承され、あわせて要望書の内容も確認されました。

9月30日 **総務省が令和3年度基地交付金及び調整交付金の概算要求額を発表**

令和3年度国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）の総額が示され、前年と同額の365億4千万円と発表されました。

基地交付金 291億4千万円 調整交付金 74億円

10月23日 **令和2年度基地交付金及び調整交付金の交付額が決定**

令和2年度分の基地交付金及び調整交付金の交付額が決定し、公表されました。

10月28日～29日 **中央要望活動の実施（防衛省情報施設振興議員連盟会員への表敬）**

新型コロナ感染症対策の観点から、会長市による代表訪問により、総務省及び防衛省関係者に対して要望書を提出するとともに、防衛省情報施設振興議員連盟（以下「議連」という）会員の衆参議員会館を訪問し、本協議会活動への協力を要請して参りました。

なお、議連の組織拡大による増員と役員の改選が行われ会員数が増加したことに伴い、全会員への要望行動を行うには1日では難しいことから、2日間の日程となりました。

28日は総務省において熊田裕通 総務副大臣及び稲岡伸哉 自治税務局長へ要望書を提出、29日は防衛省において中山泰秀 防衛副大臣、岡真臣 防衛政策局長、鈴木敦夫 地方協力局長へ要望書を提出した後、航空幕僚長 井筒俊司 空将、空幕総務部長 景浦誠樹 空将補、統合幕僚副長 増子豊 空将、統幕総務部長 鳥海誠司 陸将補、川崎方啓 情報本部副本部長への表敬も行いました。更に同日には外務省を訪れ、議連の事務局長でもある宇都隆史 外務副大臣のもとへ表敬し、本協議会の課題について懇談をしました。

また、議連の国会議員に対しましては、2日間に分けて衆・参議院両議員会館の各議員事務所を訪問しました。

11月10日 **自衛隊目黒基地航空自衛隊幹部学校・統合幕僚学校を訪問**

元航空自衛隊北部航空警戒管制団司令で現在は航空自衛隊幹部学校長兼目黒基地司令の柿原国治 空将を表敬し、同校副校長 坂梨弘明 空将補、統合幕僚学校副校長 松本完 海将補、池田恵一 同校総務課長、同校学校教育課研究室長 鈴木千佐加 一等空佐、航空自衛隊幹部学校総務課長 中塚千陽 一等空佐の同席をいただき、今後のレーダーサイト等の換

令和3年

1月 6日

装に向けた意見交換を行いました。

全国市議会議長会基地協議会総会時の懇談会を中止

例年、全国市議会議長会基地協議会の総会・意見交換会が開催される日程にあわせ、基地協議会と本協議会の両方に加盟されている会員が集い、都内で懇談会を開催していましたが、コロナ禍の収束が見通せない状況であることから、令和2年度は中止することとしました。

1月22日

再加入及び新規加入等の要請（下記7市議会）

北海道千歳市議会、三重県津市議会、鳥取県境港市議会、高知県土佐清水市議会、鹿児島県奄美市議会、千葉県市原市議会、宮崎県えびの市議会に対して当協議会への再加入及び新規加入に向けた要請文書を送付しました。

2月16日

役員会に関する協議

コロナ禍の状況を踏まえ、岡本会長（北海道稚内市議会議長）が令和3年5月に予定している役員会について、理事である北海道当別町議会後藤正洋議長を訪問し、今後の見通しや開催方法などについて協議を行いました。

3月22日

役員会開催に係る岩手県山田町議会との協議

～23日

令和3年度の役員会の開催にあたり、現地の状況や実際の運営方法などを確認・協議するため、岡本会長が山田町を訪れました。山田町議会昆暉雄議長との協議の中で、コロナ禍での開催に向けた課題や、各種会場の確認をはじめ、航空自衛隊山田分屯基地をはじめとする視察先の訪問も行い、役員会の開催に向けた調整を行いました。

4月 5日

航空自衛隊第18警戒隊レーダーサイトの視察

行政視察で稚内市を訪れていた、本協議会理事である当別町議会の後藤正洋議長は、岡本会長と共に航空自衛隊稚内分屯基地を訪れ、固定式警戒管制レーダーの換装事業の進捗状況を視察し、今後の情報交換を行いました。

4月 8日

今後の会議等の進め方について協議

～30日

終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、会長から各役員に対し令和3年度の会議等の進め方について案を提示し、意向確認を実施いたしました。その結果、令和3年度は特例として役員を1年間据え置くと共に、役員会と総会を書面会議として実施し、輪番制としている役員会の開催地は、震災からの復興という経過を踏まえ、令和4年度は山田町で実施する案に賛同する役員が多数を占めました。

5月19日

役員会（岩手県山田町 ⇒ 書面開催に変更）

岩手県山田町で開催予定の役員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前に各役員へ実施した意向確認の結果を踏まえ、書面にて開催をいたしました。FAX またはメールによる回答として各役員に通知し、全議案については原案のとおり承認いただくと共に、本協議会設立20周年についても貴重なご意見を頂くことが出来ました。

- 6月16日 **令和3年度の総会に係る通知**
役員会での協議結果を受け、令和3年度の総会については書面開催とすることを、全会員に対し文書にて通知いたしました。
- 7月26日 **監査会の実施**
～27日 総会の書面開催に先立ち、監査の増田雅伸静岡県御前崎市議会議員、金田琮仁京都府京丹後市議会議員の2名において、令和2年度の本協議会会計監査を郵送により実施していただき、予算執行が適正であることが認められました。
- 8月10日 **総会（書面開催）**
令和3年度防衛省全国情報施設協議会の総会を書面にて開催するため、議案等の資料について全会員に発送いたしました。

議案第2号

令和2年度 収支決算報告

○ 収 入

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差 引	説 明
会 費	700,000	700,000	0	令和2年度会費 35議会×20,000
負 担 金	600,000	0	▲600,000	(※会議の開催なし)
預 金 利 息	694	11	▲683	預金利息
繰 越 金	1,157,306	1,157,306	0	前年度繰越金
計	2,458,000	1,857,317	▲600,683	

○ 支 出

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差 引	説 明
会 議 費	1,000,000	0	1,000,000	(※会議の開催なし)
事 業 費	530,000	138,127	391,873	要望・加入促進活動費ほか 58,127 ホームページ維持管理経費 80,000
事 務 費	印刷製本費	120,000	93,280	総会会議資料・協議会封筒等
	役 務 費	40,000	67,378	▲27,378 切手・資料送付代等
事 務 雑 費	50,000	49,150	850	事務用品代等
予 備 費	718,000	89,980	628,020	防衛省情報施設振興議員連盟会員の 要職就任のお祝いに係る経費
計	2,458,000	437,915	2,020,085	

○ 収支 (収入) 1,857,317円 - (支出) 437,915円 = (差引) 1,419,402円
令和3年度へ繰り越し

監 査 報 告 書

令和3年度 防衛省全国情報施設協議会総会の書面開催にあたり、令和2年度 防衛省全国情報施設協議会の収支決算書、諸帳簿、通帳等関係書類を監査した結果、適切に処理されておりましたので報告いたします。

令和3年7月26日

防衛省全国情報施設協議会

監査 京都府京丹後市議会議長

金田 瑠仁

監 査 報 告 書

令和3年度 防衛省全国情報施設協議会総会の書面開催にあたり、令和2年度 防衛省全国情報施設協議会の収支決算書、諸帳簿、通帳等関係書類を監査した結果、適切に処理されておりましたので報告いたします。

令和3年7月27日

防衛省全国情報施設協議会

監査 静岡県御前崎市議会議長

増田雅伸 ●

議案第3号

役員改選（案）

【任期：令和3年度】

No.	ブロック	市町村名	現行 (R1~2)	新役員 (R3) 特例据置	役員改選				役員会開催				
					R4 R3~	R6 R5~	R8 R7~	R10 R9~	R4 R3	R5 R4	R6 R5	R7 R6	
1	北海道	稚内市	会長	会長			会長選出		役員会開催 (山田町)			役員会開催	
		石狩市											
		当別町	理事	理事									
		奥尻町	理事	理事									
		網走市											
		根室市											
		えりも町											
		標津町											
	礼文町												
	東北	むつ市	理事	理事									
		山田町	理事	理事									
男鹿市		副会長	副会長										
川内村													
2	関東・中部	輪島市	副会長	副会長		会長選出		役員会開催					
		新発田市											
		佐渡市											
		ふじみ野市	理事	理事									
		南房総市											
		御前崎市	監査	監査									
	近畿・中国	串本町											
		京丹後市	監査	監査									
		松江市	副会長	副会長									
		萩市	理事	理事									
3	九州	神崎市	理事	理事	会長選出		会長選出	役員会開催					
		対馬市											
		五島市	副会長	副会長									
		串間市	理事	理事									
		筑前町	理事	理事									
		知名町											
		喜界町											
		薩摩川内市											
	沖縄	久米島町											
		宮古島市	副会長	副会長									
		糸満市	理事	理事									
与那国町													

※新役員欄で網掛けのブロックが令和3年の会長選出持ち回りによる選出地区となるが、諸情勢を勘案し、特例として現在の役員の任期を1年間延長する。

■ブロック毎の現役員選出人数（相談役を除く）

北海道	東北	関東・中部	近畿・中国	九州	沖縄
3名	3名	3名	3名	4名	2名

令和3年度 運動方針（案）

1. 運動目標

レーダーサイト及び特定の通信所を対象とする「基地交付金」の予算確保のほか、交付対象外とされてきた陸上自衛隊沿岸監視隊等もその交付対象に加えていただくよう、防衛省全国情報施設振興議員連盟及び全国市議会議長会基地協議会との連携を密にしながら、今後の運動を積極的に推進する。

特に、長期に渡り景気低迷が続くなか、国から地方への分権の流れは着実に進んでいるが、近年の国際情勢を注視すると、国防における情報施設の重要性が強く認められている。このことから、今後も継続して固定資産税の代替的性格である基地交付金の確保に向け、要望運動をはじめとする強力な運動を展開する必要がある。

また、レーダーサイト等情報施設の能力向上のための要望活動が実を結び、ステルス機や巡航ミサイル等の低 RCS 目標への対応性を向上させている J/FPS - 7（固定レーダー装置）については、平成 29 年度には宮崎県串間市の高畑山分屯基地、沖縄県宮古島市の宮古島分屯基地、令和元年度には山口県萩市の見島分屯基地、令和 2 年度には長崎県対馬市の海栗島分屯基地の整備が完了し、令和 3 年度は北海道稚内市の稚内分屯基地において換装完了予定となっている。

今後も他国からの脅威に対しさらに警戒監視を強化し、日本国民の安心・安全を保障するため、地上電波測定装置の他地域への早期設置やレーダーサイト等情報施設の能力向上のための整備更新を要望する。

なお、現在、35 市町村議会で本協議会を構成しているが、今後も会員相互の連携を深めるとともに会員の増強を図っていく。

2. 運動方法

目標達成のため、総務省及び防衛省等の関係機関に対して、予算概算要求時や予算編成時の機会をとらえ、要望運動を行うとともに、本協議会会員のさらなる結束を図る。

議案第5号

令和3年度 事業計画 (案)

開催日	会議名	協議事項等
令和3年 7月中旬 ～8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査会 ・ 令和3年度総会（書面開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度会計監査 ・ 令和2年度「事業報告、収支決算報告」、令和3年度「運動方針、事業計画、収支予算」等の審議
令和3年 10月～11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報施設振興議員連盟等との要望懇談 ・ 総務省及び防衛省への要望活動（於：東京都内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度予算編成に向けての要望活動（議員連盟との要望懇談並びに総務省・防衛省への要望活動）
令和4年 4月下旬 ～5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会 （於：岩手県山田町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総会等について ・ 役員改選について
そ の 他		

議案第6号

令和3年度 収支予算 (案)

○ 収入

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	700,000	700,000	0	令和3年度会費 35議会×20,000
負担金	308,000	600,000	▲292,000	・要望活動時意見交換会負担金 18議会×5,000×2名 ・基地協議会総会時意見交換会負担金 16議会×4,000×2名
預金利息	598	694	▲96	預金利息等
繰越金	1,419,402	1,157,306	262,096	前年度繰越金
計	2,428,000	2,458,000	▲30,000	

○ 支出

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明	
会議費	326,000	1,000,000	▲674,000	意見交換会	
事業費	530,000	530,000	0	要望・加入促進活動費 250,000 ホームページ維持管理経費 80,000 普及啓発活動費 200,000	
事務費	印刷製本費	120,000	120,000	0	総会会議資料印刷代
	役務費	80,000	40,000	40,000	切手代、各種送料
事務雑費	70,000	50,000	20,000	事務消耗品等	
予備費	1,302,000	718,000	584,000		
計	2,428,000	2,458,000	▲30,000		

その他

○防衛省全国情報施設協議会設立 20 周年について

※令和 3 年度は、本協議会設立 20 周年を迎える節目でもあり、記念事業の取り組みも含め、会員の皆様から忌憚のないご意見やご提案をお伺いしたいと考えております。

防衛省全国情報施設協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会は、防衛省全国情報施設協議会という。

(組 織)

第2条 この協議会は、レーダーサイト及び通信傍受施設の所在する市町村の議会議長をもって組織する。

(目 的)

第3条 この協議会は、防衛思想の普及と防衛関係補助金及び交付金等の調査・研究並びにその具体的方策を強力に推進することを目的とする。

(事 務 所)

第4条 この協議会の事務所は、会長担当議会事務局に置く。また、総会において、必要と認めた場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(事 業)

第5条 この協議会は、次の事業を行う。

- (1) 基地が所在する事由で発生するすべての事項について調査・研究する。
- (2) 調査・研究のうえ具体的に施策をまとめる。
- (3) その他本協議会の目的達成に必要な事項。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	5 名
監 査	2 名	理 事	若干名

- 2 役員は総会で選出する。ただし、会長の選出は、北海道・東北地区、関東・中部・近畿・中国地区、九州・沖縄地区の各単位によるブロック持回りによるものとし、副会長とともに理事の互選とする。
- 3 理事は、各地方ブロック1～3名とする。
- 4 前項のほか、会長は、会員の中から理事を若干名指名することができる。
- 5 会長は、必要に応じ相談役を委嘱することができる。
- 6 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 8 理事選出の地方ブロックは、北海道、東北、関東・中部、近畿・中国、九州、沖縄とする。

(総会、役員会)

第7条 この協議会の会議は、定期総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 この会は、会長が議長となり、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員会は、北海道・東北地区、関東・中部・近畿・中国地区、九州・沖縄地区の各単位によるブロック持回りで開催するものとし、開催地は役員会で決定する。

(会 計)

第8条 この協議会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもってあてる。
2 会費及び負担金は、総会で決める。

(部 会)

第9条 各地方ブロックは、部会を構成し、随時調査研究を行うことが出来る。
2 部会の経費は、各地方ブロックで負担するものとする。

(会則の改廃)

第10条 この会則の改廃は、総会において出席者の三分の二以上の者の、同意を得なければならない。

(細 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成13年8月21日から施行する。

この会則は、平成15年8月21日から施行する。

この会則は、平成17年8月18日から施行する。

この会則は、平成19年2月9日から施行する。

この会則は、平成23年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年7月30日から施行する。

この会則は、平成27年7月30日から施行する。

参考

役員改選及び役員会開催地に関する申し合わせ

No.	ブロック	市町村名	現行	新規加入	会長改選			役員会開催			
					R1~R2	R3~R4	R5~R6	R2	R3	R4	R5
1	北海道	稚内市	会長		会長選出				役員会開催		
		石狩市									
		当別町	理事								
		奥尻町	理事								
		網走市									
		根室市									
		えりも町									
		標津町									
		礼文町	—	R2加入							
	東北	むつ市	理事								
		山田町	理事								
		男鹿市	副会長								
		川内村									
2	関東・中部	輪島市	副会長		会長選出			役員会開催			
		新発田市									
		佐渡市									
		ふじみ野市	理事								
		南房総市									
		御前崎市	監査								
	近畿・中国	串本町									
		京丹後市	監査								
		松江市	副会長								
3	九州	萩市	理事		会長選出			役員会開催			
		神埼市	理事								
		対馬市									
		五島市	副会長								
		串間市	理事								
		筑前町	理事								
		知名町									
		喜界町									
	薩摩川内市										
	沖縄	久米島町									
		宮古島市	副会長								
		糸満市	理事								
		与那国町									

■ブロック毎の現役員選出人数（相談役を除く）

北海道	東北	関東・中部	近畿・中国	九州	沖縄
3名	3名	3名	3名	4名	2名

■■ 次のとおり、持回りにより行うものとします。

＜会長選出地区＞ ※ただし、再任を妨げるものではありません。

[R1~2]		[R3~4]		[R5~6]
北海道・東北ブロック	⇒	九州・沖縄ブロック	⇒	関東・中部 近畿・中国ブロック

[R7~8]		[R9~10]		[R11~12]
北海道・東北ブロック	⇒	九州・沖縄ブロック	⇒	関東・中部 近畿・中国ブロック

＜役員会選出地区＞ ※開催時期は、5月又は7月上旬を予定

[R2]		[R3]		[R4]
九州・沖縄ブロック	⇒	北海道・東北ブロック	⇒	関東・中部 近畿・中国ブロック

[R5]		[R6]		[R7]
九州・沖縄ブロック	⇒	北海道・東北ブロック	⇒	関東・中部 近畿・中国ブロック